

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 30 年 1 月 26 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700122号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700065号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月

私は、A社から請求期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、その標準賞与額の記録がないので、調査の上、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社では、請求期間に係る賞与は現金の手渡しにより支給されていたと陳述しているところ、B社の事業主は、請求期間当時の貸金台帳等を保管しておらず、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明と回答している上、請求者は、請求期間に係る賞与明細書等を所持していないため、請求期間の賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社が請求期間当時加入していたC厚生年金基金は、請求者の請求期間に係る賞与の届出はないと回答している上、同厚生年金基金から提出された請求者の「異動記録情報照会リスト」において、請求期間前後の平成16年7月及び平成17年7月に係る賞与の記録はあるが、請求期間に係る賞与の記録はないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。